

PUBDIS データ掲載基準

(2020/11/01 改訂)

1. 掲載対象とする設計事務所等

- (1) 官公庁等施設及び公共住宅等の建築設計等業務（地域計画、建築計画、意匠設計、構造設計、設備設計、積算、工事監理、設計意図伝達等）について、官公庁等公共発注機関からの業務受注を希望する設計事務所等。
- (2) 土木関係建設コンサルタント、補償コンサルタント、測量・地質調査業者等は原則として対象外。

2. 掲載対象とする業務およびその内容

- (1) 掲載対象とする業務
 - ①官公庁等公共発注機関から設計図書等で PUBDIS への登録を義務付けられた業務および海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づく国土交通省の認定を受けている業務（この業務内容を「業務カルテ情報」という）。
 - ②上記①以外の業務および民間発注業務で、任意に PUBDIS へ登録する業務（この業務内容を「業務実績情報」という）。
- (2) 掲載対象とする業務内容
 - ①地域計画（団地計画等、都市計画等）
 - ②建築計画、建築設計、構造設計、設備設計、積算、工事監理、設計意図伝達等
 - ③各種建物診断（耐震診断、環境負荷低減診断、劣化診断等。改修のための既存建物の調査等を含む。土木設計業務及び補償コンサルタント業務、測量調査、地質調査等は除く）
 - ④その他

※「業務実績情報」の掲載対象とする具体的業務範囲は、次の各項による。この場合、協力事務所（再委託等）として実施したものを含んでもよい。

- ①官公庁等からの受注実績（登録が義務付けされていない業務）
 - ・小規模なものを除き原則として網羅する。
（小規模なものとは、原則として延べ床面積 50 m²未満の建築物とする）。
 - （新規に掲載する場合は、過去 5 年度程度以内の受注実績は網羅し、過去 5 年度程度以前の受注実績は、主要なものを優先的に掲載する。）
- ②民間からの受注実績
 - ・官公庁等施設と同種・類似用途の施設を優先して掲載する。
- ③事務所の代表的な作品、各種受賞建築物は、官民、施設用途等にかかわらず優先して掲載する。（設計が完了していれば、未着工のもの、設計競技入選案等を含めてもよい。）

3. 技術者情報の掲載対象とする技術者

- (1) 受注した設計等の業務を実施するにあたって、次のような立場で実務を行った技術者
 - ・管理技術者（総括責任者）
 - ・計画、意匠、構造、積算、電気設備、機械設備、工事監理等の主任担当技術者
 - ・計画、意匠、構造、積算、電気設備、機械設備、工事監理等の担当技術者